



(第24号様式)

納入通知書兼領収証書

(納入者保管)

No.

納入者	藤田 菜里 様		
会計年度	令和元 年度		
会計区分	一般会計・(特別会計)		
科目	款	19	諸収入
	項	5	雑入
	目	2	雑入
	節	2	雑入
金額 (円)		¥	19 6 3 0
内容	情報公開コーナー		
納期限	令和2年 4月 10日		
納入場所	交野市指定金融機関 交野市収納代理金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 交野市役所		
上記のとおり納付して下さい。 令和2年 3月 30日 交野市長 黒田 実			
上記のとおり収納しましたので、 領収証書を交付します。 交野市会計管理者 交野市指定金融機関		領収日付印 交野市 現金分付納印 -2.3.30 (納付) 領収 印	
担当課	総務課		

金額を訂正したものは無効です。(納入者保管)

部分開示決定通知書

交福総第 149 号

令和2年 3月30日

藤田 菜里 様

交野市長 黒田 実

あなたから、令和2年2月18日付けで請求のありました公文書の開示につきましては、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、交野市情報公開条例第9条第3項の規定により、通知します。

請求に係る情報の内容		交野市における今後の高齢者、障がい者等に対する外出支援策「ゆうゆうバスに代わる新たな高齢者、障がい者等への外出支援(案)」に対する寄せられた全1,931件のパブリックコメント
開示の方法		1 閲覧 ② 写しの交付 3 写しの送付
開示の実施	日時	令和2年3月31日
	場所	交野市役所3階 議員控室
開示しないと決定した部分		交野市情報公開条例 第10条(非開示情報)に基づく情報(氏名、住所、電話・FAX番号、年齢、メールアドレス、役職名など)
開示しない理由		交野市情報公開条例 第10条第1号に該当するため。(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は、識別され得るもの)
※開示を拒否することを決定した部分の開示 予定期日・条件		

(注) 1 この決定に不服のある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、交野市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定のあったことを知った日から6ヶ月以内に、交野市を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6ヶ月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

2 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ情報公開コーナー(☎892-0121 内線522)または所管課までご連絡ください。

3 ※印の欄には、あなたの公文書の開示請求を拒否する理由がなくなる期日・条件をあらかじめ明示することができますときに、その期日・条件を記入していますので、その日以後に改めて開示請求の手続きを行ってください。

4 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

所 管 課	福祉部 福祉総務課
-------	-----------

この通知書に対する質問については、上記の所管課または情報公開コーナー(☎892-0121 内線522)まで、お問い合わせください。